

三田市総合福祉保健センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第14条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(2) センターの施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる施設の運営に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第9条、第11条、第13条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第14条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(2) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務</p> <p>(3) センターの施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる施設の運営に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第7条中「公益上必要」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第3項中「別に定める額を徴収」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額を実費徴収」とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条の3 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>